

守りましょう。(((電波)))のルール。

電波は、テレビ、ラジオ、携帯電話や無線LANといった私たちの身近なものから、警察無線、消防・救急無線や航空無線など公共的分野まで幅広く利用されています。

現在、国民の生命や財産を守るために重要な役割を果たしている無線通信や、家庭のテレビ、ラジオなどに種々の混信・妨害が発生しています。

これらの混信・妨害の多くは不法無線局（免許を受けずに不法に開設された無線局）から発射される電波によるものです。

不法電波は犯罪です。私たちの暮らしを守り、電波を安心して利用できるよう不法無線局をなくしましょう。

また、無線機をお求めの際には「技適マーク」（技術基準適合証明等のマーク）を確認してください。無線機は免許を受けて正しく使いましょう。



技術基準適合証明には、この他のマークもありますので、ご注意ください。

電波法違反には罰則があります。

免許を受けずに無線局を開局した場合は、電波法違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。（電波法第110条第1項）

また、警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。（電波法第108条の2）

お問い合わせは、総務省中国総合通信局の各窓口まで

不法無線局、混信・妨害について	(082) 222-3332
受信障害(テレビ・ラジオ)について	(082) 222-3383
電波利用料について	(082) 222-3308
その他行政相談について	(082) 222-3314

悪質商法にご用心！ ⑫

当選商法（おめでとう商法）

「当選しました」「景品が当たりました」「あなただけが選ばれました」などと特別な優位性を強調して消費者に近づき、商品やサービスを販売する商法です。

圧倒的に多いのが「海外の宝くじ」で、その他には「液晶テレビ」や「車」などの高額商品です。

年代、性別を問わず、多くの人々が被害に遭っています。

被害に遭わないために

- ☆ 身に覚えがないことはまず疑ってかかること。
- ☆ うまい話はそうあるものではありません。
- ☆ ついすっかり契約してしまった場合には、契約を交わした日から8日間のクーリング・オフ（無条件解約）期間があります。詳しい相談窓口は、岡山県消費生活センター・津山分室（☎0868-23-1247）です。

【お問い合わせ】町民環境課 本山 ☎0868-54-2984

平成20年度 情報公開制度の運営状況

鏡野町では、情報公開制度を実施しています。この制度は、町民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、町民の皆さんの町政に対する理解と信頼を深め、町民参加による公正で民主的な町政を一層推進することを目的としています。

開示請求の状況

開示請求件数		14件
うち	全部開示	10件
//	一部開示	1件
//	不開示	3件

この件に関するお問い合わせは
鏡野町役場総務課 TEL 0868-54-2111